

令和4年11月17日

保護者のみなさまへ

和泉市教育委員会

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書の取り扱い変更について

日頃より本市教育行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては学校感染症で欠席された場合、別紙の「学校感染症に係る登校・登園に関する意見書」の提出により出席停止扱いとしておりますが、このたび、文部科学省及び厚生労働省より新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策として医療のひっ迫を回避するため、医療機関が発行する治癒証明書等の提出を求めないこととする通知がありました。

つきましては、本市においても通知に基づき、今年度に限り、インフルエンザ罹患により欠席された場合につきましては、別紙の「学校感染症に係る登校・登園に関する意見書」の提出を不要とし、保護者様から学校への連絡により出席停止扱いにいたします。

なお、インフルエンザによる出席停止期間については、

「発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

となっておりますが、下の表をご参照の上、出席停止期間を厳守ください。

解熱 発症	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日目	登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
月 / 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

○発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱等）などが始まった日を0日とします。病院受診時に医師に、発症日の相談、確認をしてください。

○解熱とは、平熱(普段の体温)にもどることです。解熱した後2日とは、解熱した日を0日と数えます。

○処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されます。必ず、医師の判断、指示に従ってください。